

議案第76号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年6月5日提出

大津市長 佐藤健司

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市緑の基本計画審議会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

令和8年6月5日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を
次のように改正する。

附則第3項中「第3条第1項第2号」の次に「及び第4号」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 地域包括支援センターに勤務する介護支援専門員（主として介護予防ケアマネジメント業
務に従事する者に限る。） 3,000円

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改
正後の条例」という。）の規定は、令和8年6月1日以後の期間に係る給与の額について適用
し、同日前の期間に係る給与の額については、なお従前の例による。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の大津市会計年度任
用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の
規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

大津市大谷乗馬場条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年6月5日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市大谷乗馬場条例の一部を改正する条例

第1条 大津市大谷乗馬場条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「990」を「1,230」に、「660」を「820」に、「1,320」を「1,650」に、「880」を「1,100」に、「2,200」を「2,750」に、「1,430」を「1,780」に改め、同項第2号中「1,100円」を「1,370円」に改める。

第2条 大津市大谷乗馬場条例の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「1,230」を「1,480」に、「820」を「990」に、「1,650」を「1,980」に、「1,100」を「1,320」に、「2,750」を「3,300」に、「1,780」を「2,140」に改め、同項第2号中「1,370円」を「1,650円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、令和11年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市大谷乗馬場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大津市大谷乗馬場条例別表の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料

金については、なお従前の例による。

大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年6月5日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

大津市自転車駐車場条例（昭和54年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表自転車の項中「110円」を「130円」に、「1,100円」を「1,360円」に、「1,570円」を「1,950円」に、「3,140円」を「4,080円」に、「4,400円」を「5,850円」に改め、同表原動機付自転車の項中「220円」を「240円」に、「2,480円」を「3,600円」に、「7,040円」を「10,800円」に改め、同表大型自動二輪車及び普通自動二輪車の項中「270円」を「290円」に、「3,110円」を「4,350円」に、「8,800円」を「13,050円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、定期券又は回数駐車券による利用の場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る駐車料金について適用する。
- 3 新条例別表の規定は、定期券又は回数駐車券による利用の場合にあつては、施行日以後に交付した定期券又は回数駐車券による利用に係る駐車料金について適用し、施行日前に交付した定期券又は回数駐車券による利用に係る駐車料金については、なお従前の例による。

大津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年6月5日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 大津市都市公園条例（昭和40年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2第5項の表野球場の項中「6,750円」を「8,430円」に、「10,120円」を「12,640円」に改め、別表第2第5項の表室内練習場の項中「600円」を「750円」に、「900円」を「1,120円」に改め、別表第2第5項の表陸上競技場の項中「3,840円」を「4,800円」に、「5,760円」を「7,200円」に、「300円」を「370円」に改め、別表第2第5項の表体育館の項中「2,400円」を「3,000円」

に、「3,600円」を「4,500円」に、

1時間	600円
-----	------

を

「

1時間	750円
-----	------

に、「900円」を「1,120円」に、「300円」

を「370円」に、「200円」を「250円」に改め、別表第2第5項の表第2体育館の項中「1,350円」を「1,680円」に、「1,800円」を「2,250円」に、「1,570円」を「1,960円」に、「2,920円」を「3,650円」に、「3,370円」を「4,210円」に、「4,500円」を「5,620円」に、「2,020円」を「2,520円」に、「2,700円」を「3,370円」に、「2,240円」を「2,800円」に、「4,490円」を「5,610円」に、

「4, 710円」を「5, 880円」に、「6, 750円」を「8, 430円」に改め、別表第2第5項の表テニスコートの項を次のように改める。

テニスコート	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1面につき1時間	830円
		その他の時間	1面につき1時間	1,240円

別表第2第5項の表グラウンドの項中「1, 200円」を「1, 500円」に、「1, 800円」を「2, 250円」に改め、別表第2第5項の表有料公園施設に附帯する会議室、役員室等の項中「300円」を「370円」に改め、別表第2第5項の表庭園の項中「300円」を「370円」に、「150円」を「180円」に、「3, 000円」を「3, 700円」に、「1, 500円」を「1, 800円」に、「240円」を「300円」に、「120円」を「150円」に改め、別表第2第5項の表びわ湖大津館多目的ホールの項中「2, 250円」を「2, 810円」に改め、別表第2第5項の表緑のふれあいセンター多目的室の項中「670円」を「830円」に改め、別表第2第5項の表緑のふれあいセンター市民花園の項中「720円」を「900円」に改め、別表第2第6項の表近江神宮外苑公園の駐車場の項を次のように改める。

近江神宮外苑公園の駐車場	1回につき駐車開始から1時間を経過するまでに 出車する場合	無料
	1回につき駐車開始から1時間を経過した後に出車する場合	駐車開始から1時間を経過した後の駐車時間1時間までごとに220円

別表第2第6項の表柳が崎湖畔公園の駐車場の項中「30分につき」を「30分までごとに」に改め、別表第2第6項の表大津湖岸なぎさ公園の駐車場の項を次のように改める。

大津湖岸なぎさ公園の 駐車場(規則 で定める駐	バス	1日1回	2,200円
	マイクロバス	1日1回	1,500円
	バス及びマ	1回につき駐車開始から	無料

車場を除く。)	マイクロバス	30分を経過するまでに 出車する場合	
	以外の普通 自動車等	1回につき駐車開始から 30分を経過した後に 出車する場合	駐車開始から30分を経過し た後の駐車時間30分までご とに100円

別表第2第6項の表に次のように加える。

大津湖岸な ぎさ公園の 駐車場(規則 で定める駐 車場に 限る。)	バス	1日1回	2,200円
	マイクロバ ス	1日1回	1,500円
	バス及びマ イクロバス 以外の普通 自動車等	1回につき駐車開始から 30分を経過するまでに 出車する場合	無料
		1回につき駐車開始から 30分を経過した後駐車 開始から24時間を経過 するまでに 出車する場合	駐車開始から30分を経過し た後の駐車時間30分までご とに100円。ただし、 1,000円を超えないもの とする。
		1回につき駐車開始から 24時間を経過した後に 出車する場合	1,000円に、駐車開始から 24時間を経過した後の駐車 時間30分までごとに100 円を加えた額。ただし、当該加 えた額は、駐車開始から24 時間を経過した後の駐車時間 24時間につき1,000円 を超えないものとする。

別表第2第6項の表備考第3項を削る。

第2条 大津市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2第5項の表野球場の項中「8,430円」を「8,990円」に、「12,640円」を「13,480円」に改め、別表第2第5項の表室内練習場の項中「750円」を「770円」に、「1,120円」を「1,150円」に改め、別表第2第5項の表陸上競技場の項中

「4,800円」を「5,400円」に、「7,200円」を「8,100円」に、「370円」を「450円」に改め、別表第2第5項の表体育館の項中「3,000円」を「3,230円」に、「4,500円」を「4,840円」に、「750円」を「770円」に、「1,120円」を「1,150円」に、「370円」を「450円」に、「250円」を「300円」に改め、別表第2第5項の表第2体育館の項中「1,680円」を「2,020円」に、「2,250円」を「2,700円」に、「1,960円」を「2,350円」に、「3,650円」を「4,380円」に、「4,210円」を「5,050円」に、「5,620円」を「6,750円」に、「2,520円」を「3,030円」に、「3,370円」を「4,050円」に、「2,800円」を「3,360円」に、「5,610円」を「6,730円」に、「5,880円」を「7,060円」に、「8,430円」を「10,120円」に改め、別表第2第5項の表テニスコートの項中「830円」を「1,000円」に、「1,240円」を「1,500円」に改め、別表第2第5項の表グラウンドの項中「1,500円」を「1,800円」に、「2,250円」を「2,700円」に改め、別表第2第5項の表有料公園施設に附帯する会議室、役員室等の項中「370円」を「450円」に改め、別表第2第5項の表庭園の項中「370円」を「450円」に、「180円」を「220円」に、「3,700円」を「4,500円」に、「1,800円」を「2,200円」に、「300円」を「360円」に、「150円」を「180円」に改め、別表第2第5項の表びわ湖大津館多目的ホールの項中「2,810円」を「3,270円」に改め、別表第2第5項の表緑のふれあいセンター多目的室の項中「830円」を「1,000円」に改め、別表第2第5項の表緑のふれあいセンター市民花園の項中「900円」を「1,080円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は公布の日から、第2条の規定並びに附則第5項及び第6項の規定は令和11年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市都市公園条例（次項及び附則第4項において「令和9年新条例」という。）別表第2第5項の規定は、回数券による庭園の個人使用の場合を除き、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 令和9年新条例別表第2第5項の規定は、回数券による庭園の個人使用の場合にあっては、

施行日以後に交付した回数券による庭園の個人使用に係る利用料金について適用し、施行日前に交付した回数券による庭園の個人使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

- 4 前2項に定めるもののほか、令和9年新条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。
- 5 第2条の規定による改正後の大津市都市公園条例（次項において「令和11年新条例」という。）別表第2第5項の規定は、回数券による庭園の個人使用の場合を除き、令和11年4月1日（次項において「一部施行日」という。）以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、一部施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 6 令和11年新条例別表第2第5項の規定は、回数券による庭園の個人使用の場合にあっては、一部施行日以後に交付した回数券による庭園の個人使用に係る利用料金について適用し、一部施行日前に交付した回数券による庭園の個人使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第 81 号

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

令和 8 年 6 月 5 日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

大津市自動車駐車場条例（平成 9 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項及び第 2 項中「別表」を「別表第 1」に改め、同条第 3 項中「有効期間を 1 か月とする」を削り、「額は、別表」を「有効期間及び額は、別表第 2」に改め、同条第 4 項中「有効期間を 1 か月とする」を削り、「額は、15,710 円」を「有効期間及び額は、別表第 2 のとおり」に改め、同条第 5 項中「有効期間を 1 か月とする」を削り、「額は、8,140 円」を「有効期間及び額は、別表第 2 のとおり」に改める。

第 7 条第 2 項中「別表」を「別表第 1」に改める。

別表を削り、附則の次に次の 2 表を加える。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	単位	額
大津京駅前公共駐車場及び明日都浜大津公共駐車場	1 回につき駐車開始から 30 分を経過するまでに出車する場合	無料
	1 回につき駐車開始から 30 分を経過した後駐車開始から 24 時間を経過するまでに出車する場合	駐車開始から 30 分を経過した後の駐車時間 30 分までごとに 150 円。ただし、750 円を超えないものとする。

	1回につき駐車開始から24時間を経過した後に駐車する場合	750円に、駐車開始から24時間を経過した後の駐車時間30分までごとに150円を加えた額。ただし、当該加えた額は、駐車開始から24時間を経過した後の駐車時間24時間につき750円を超えないものとする。
大津駅北口公共駐車場	1回につき駐車開始から30分を経過するまでに駐車する場合	無料
	1回につき駐車開始から30分を経過した後に駐車する場合	駐車開始から30分を経過した後の駐車時間30分までごとに150円
膳所駅前公共駐車場	1回につき駐車開始から30分を経過するまでに駐車する場合	無料
	1回につき駐車開始から30分を経過した後駐車開始から24時間を経過するまでに駐車する場合	駐車開始から30分を経過した後の駐車時間30分までごとに150円。ただし、900円を超えないものとする。
	1回につき駐車開始から24時間を経過した後に駐車する場合	900円に、駐車開始から24時間を経過した後の駐車時間30分までごとに150円を加えた額。ただし、当該加えた額は、駐車開始から24時間を経過した後の駐車時間24時間につき900円を超えないものとする。

別表第2（第3条関係）

種類	有効期間	額
----	------	---

定期駐車券	大津京駅前公共駐車場	1か月	7,700円
		3か月	23,100円
		6か月	46,200円
	明日都浜大津公共駐車場	1か月	21,340円
		3か月	64,020円
		6か月	128,040円
	大津駅北口公共駐車場	1か月	16,230円
		3か月	48,690円
		6か月	97,380円
	膳所駅前公共駐車場	1か月	13,200円
		3か月	39,600円
		6か月	79,200円
屋上定期駐車券		1か月	15,710円
		3か月	47,130円
		6か月	94,260円
夜間定期駐車券		1か月	8,140円
		3か月	24,420円
		6か月	48,840円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(準備行為)

- 3 改正後の第3条及び別表第2の規定に基づく定期駐車券、屋上定期駐車券及び夜間定期駐車券の発行その他この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 82 号

道路法第 24 条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和 8 年 6 月 5 日提出

大津市長 佐藤 健 司

道路法第 24 条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例

道路法第 24 条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（平成 8 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

駐車料金の額は、別表第 1 のとおりとする。

第 3 条第 2 項中「支払い」を「支払」に、「前項」を「別表第 1」に改め、同条第 3 項中「有効期間を 1 か月とする」を削り、「額は、21,340 円」を「有効期間及び額は、別表第 2 のとおり」に改め、同条第 4 項中「有効期間を 1 か月とする」を削り、「額は、15,710 円」を「有効期間及び額は、別表第 2 のとおり」に改め、同条第 5 項中「有効期間を 1 か月とする」を削り、「額は、8,140 円」を「有効期間及び額は、別表第 2 のとおり」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 3 条第 1 項」を「別表第 1」に、「同条第 2 項」を「第 3 条第 2 項」に改める。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1（第 3 条関係）

単位	額
1 回につき駐車開始から 30 分を経過する	無料

までに出車する場合	
1回につき駐車開始から30分を経過した後駐車開始から24時間を経過するまでに出車する場合	駐車開始から30分を経過した後の駐車時間30分までごとに150円。ただし、750円を超えないものとする。
1回につき駐車開始から24時間を経過した後に出車する場合	750円に、駐車開始から24時間を経過した後の駐車時間30分までごとに150円を加えた額。ただし、当該加えた額は、駐車開始から24時間を経過した後の駐車時間24時間につき750円を超えないものとする。

別表第2（第3条関係）

種類	有効期間	額
定期駐車券	1か月	21,340円
	3か月	64,020円
	6か月	128,040円
屋上定期駐車券	1か月	15,710円
	3か月	47,130円
	6か月	94,260円
夜間定期駐車券	1か月	8,140円
	3か月	24,420円
	6か月	48,840円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（準備行為）

- 3 改正後の第3条及び別表第2の規定に基づく定期駐車券、屋上定期駐車券及び夜間定期駐車

券の発行その他この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和 8 年 6 月 5 日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例

大津市立幼稚園保育料等に関する条例（平成 27 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び一時預かり保育料」を「、一時預かり保育料及び乳児等通園支援保育料」に改める。

第 2 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項に規定するもののほか、」を削り、同項を同条とする。

第 4 条を次のように改める。

（一時預かり保育料）

第 4 条 幼稚園における一時預かり事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。）を利用する乳児又は幼児（同項各号に掲げる乳児又は幼児をいう。）に係る保護者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる一時預かり事業の区分に応じ、当該各号に定める額の一時預かり保育料を市に納付しなければならない。

- (1) 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。次号において「省令」という。）第 36 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する一般型一時預かり事業 1 時間につき 300 円
- (2) 省令第 36 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する幼稚園型一時預かり事業 1 回につき 300 円

第 5 条中「及び一時預かり保育料」を「、一時預かり保育料及び乳児等通園支援保育料」に改

め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(乳児等通園支援保育料)

第5条 幼稚園における乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）を利用する乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者は、規則で定めるところにより、1時間につき300円の乳児等通園支援保育料を市に納付しなければならない。

2 第3条第2項の規定は、乳児等通園支援保育料について準用する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第84号

・ 市道の路線の認定について

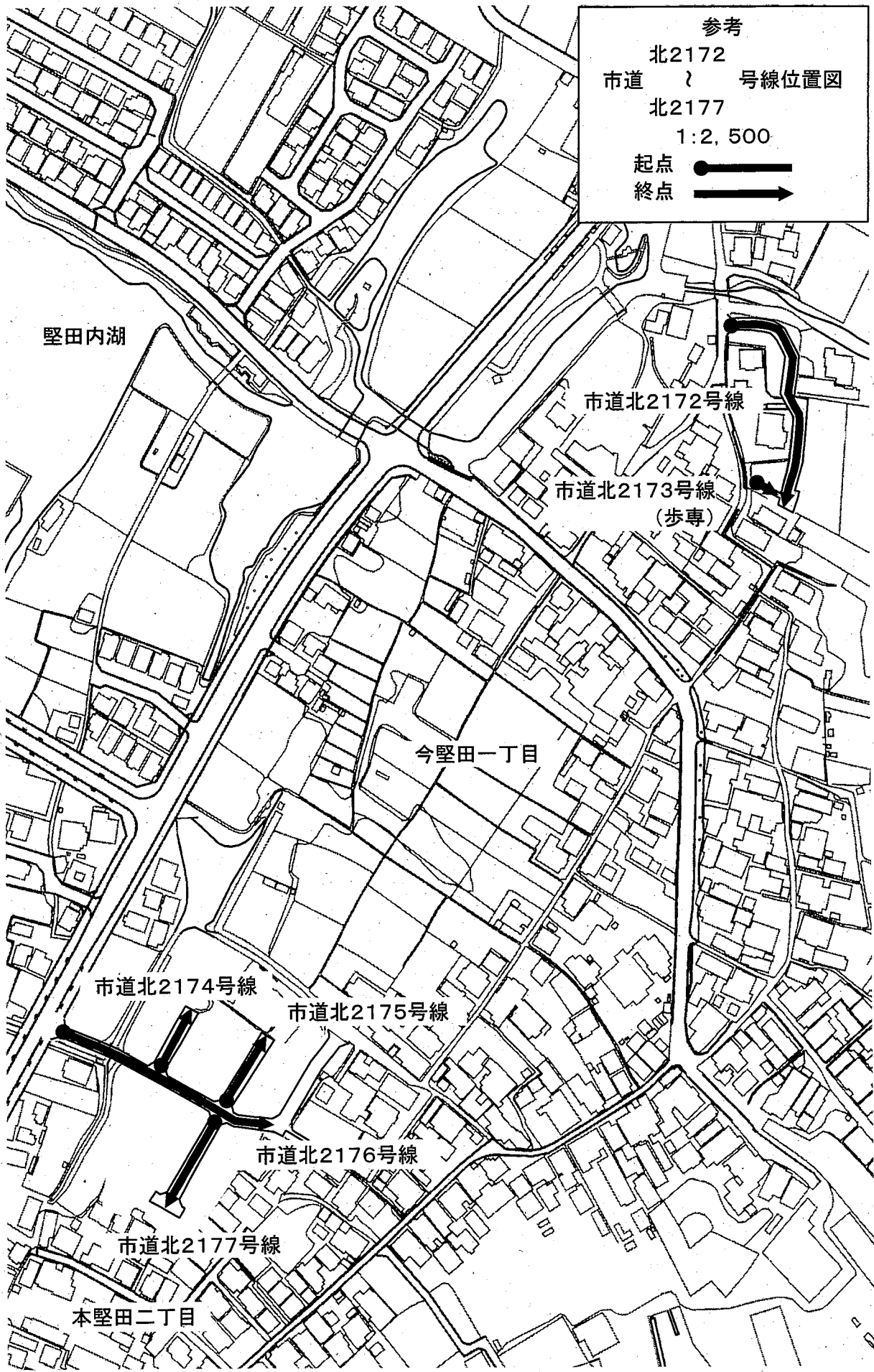
次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

大津市長 佐藤 健 司

路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
市道北2172号線	起点 大津市今堅田一丁目字出島 終点 大津市今堅田一丁目字出島	
市道北2173号線	起点 大津市今堅田一丁目字出島 終点 大津市今堅田一丁目字出島	
市道北2174号線	起点 大津市今堅田一丁目字出島 終点 大津市今堅田一丁目字出島	
市道北2175号線	起点 大津市今堅田一丁目字出島 終点 大津市今堅田一丁目字出島	
市道北2176号線	起点 大津市今堅田一丁目字西野々 終点 大津市今堅田一丁目字出島	
市道北2177号線	起点 大津市本堅田二丁目字ひし里まへ 終点 大津市本堅田二丁目字ひし里まへ	
市道北8196号線	起点 大津市北小松字牛山 終点 大津市北小松字鵜川	

市道北8197号線	起点 大津市北小松字三味山 終点 大津市北小松字北苔野	
市道中4919号線	起点 大津市比叡辻一丁目字白米田 終点 大津市比叡辻一丁目字白米田	
市道中4920号線	起点 大津市比叡辻一丁目字白米田 終点 大津市比叡辻一丁目字白米田	
市道南0329号線	起点 大津市別保二丁目字別保 終点 大津市別保二丁目字別保	
市道南2105号線	起点 大津市晴嵐二丁目字堂ノ前 終点 大津市晴嵐二丁目字平田	



参考
 北2172
 市道 } 号線位置図
 北2177
 1:2,500
 起点 ●
 終点 →

堅田内湖

市道北2172号線

市道北2173号線
 (歩専)

今堅田一丁目

市道北2174号線

市道北2175号線

市道北2176号線

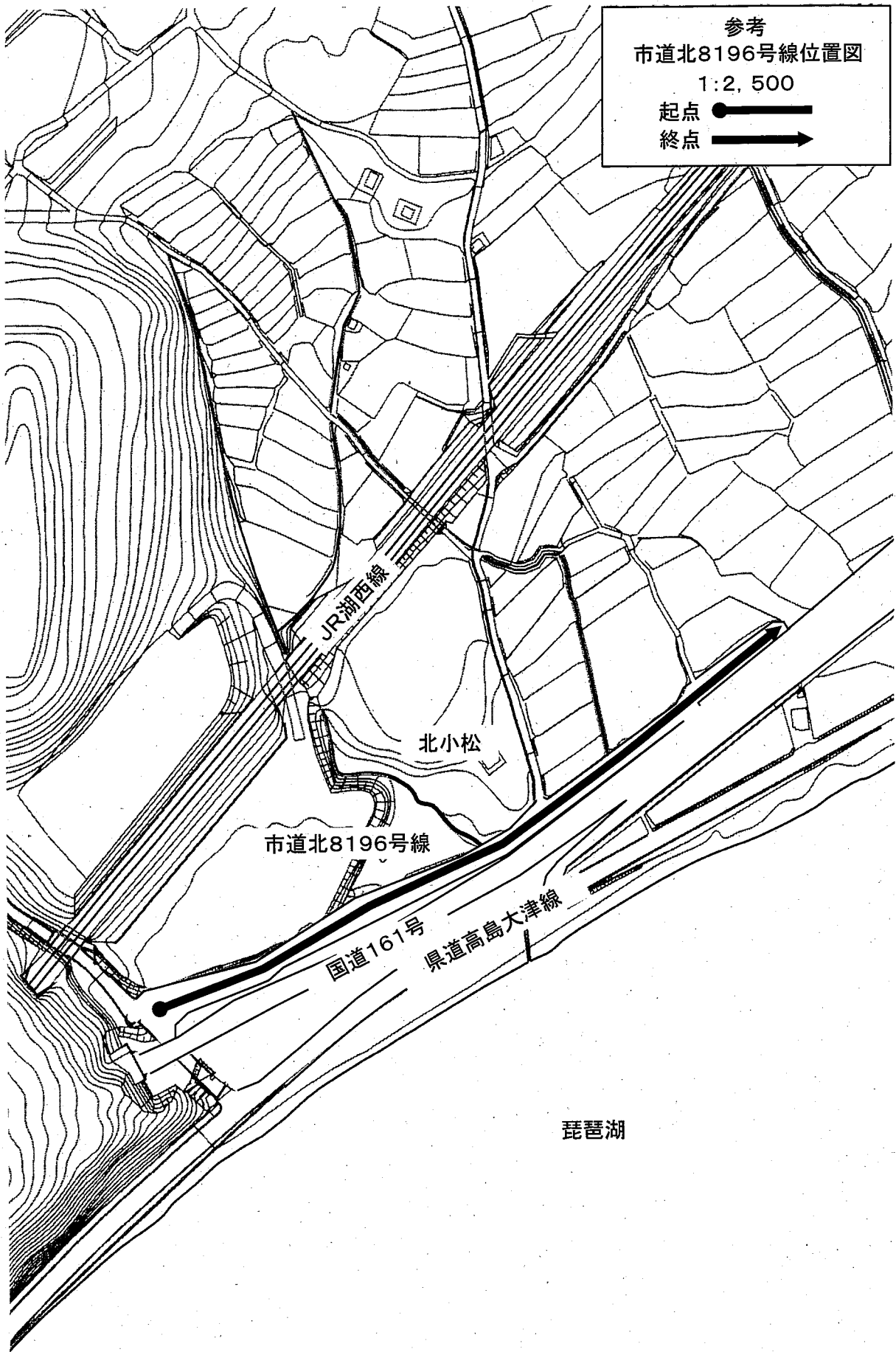
市道北2177号線

本堅田二丁目

参考
市道北8196号線位置図

1:2,500

起点 ●
終点 →

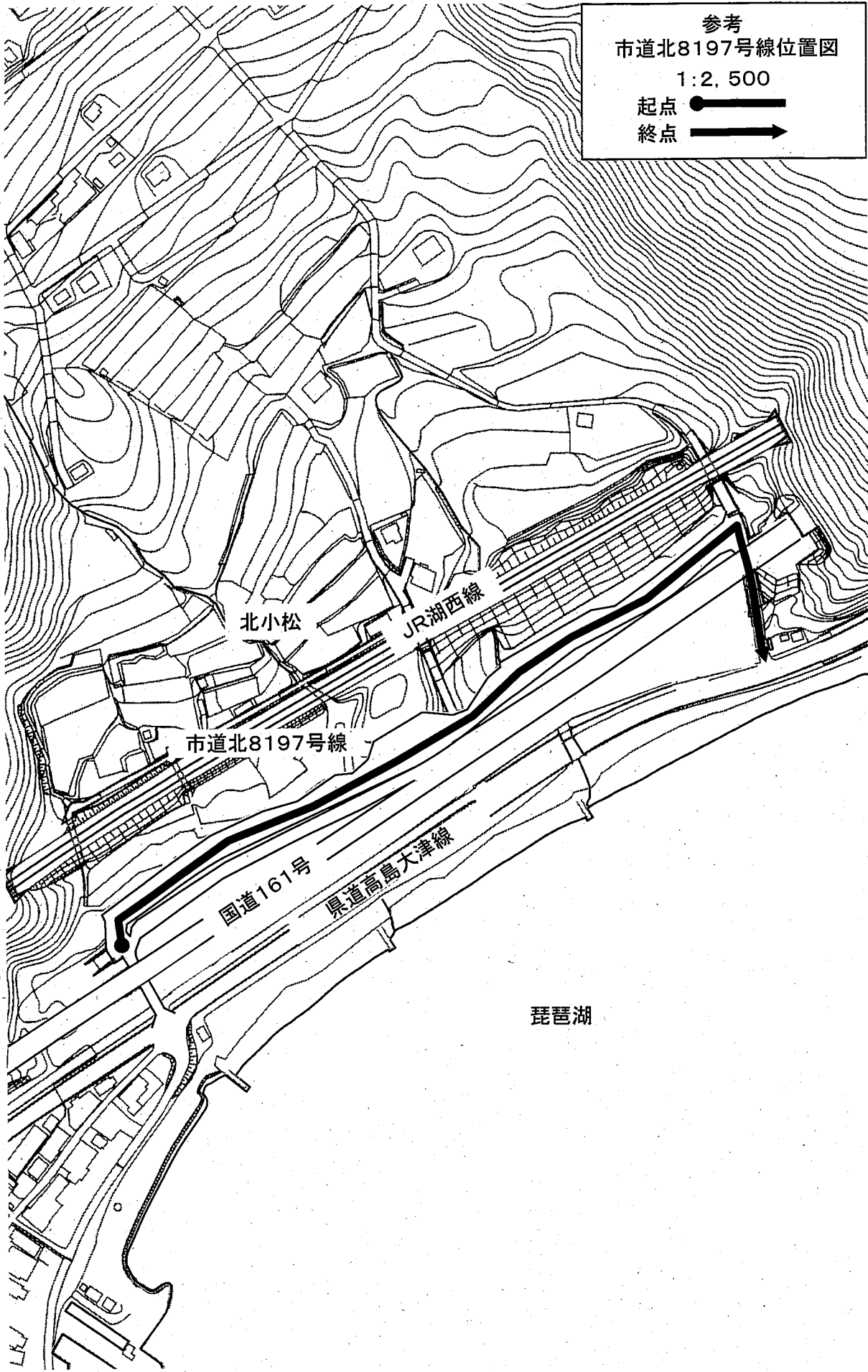


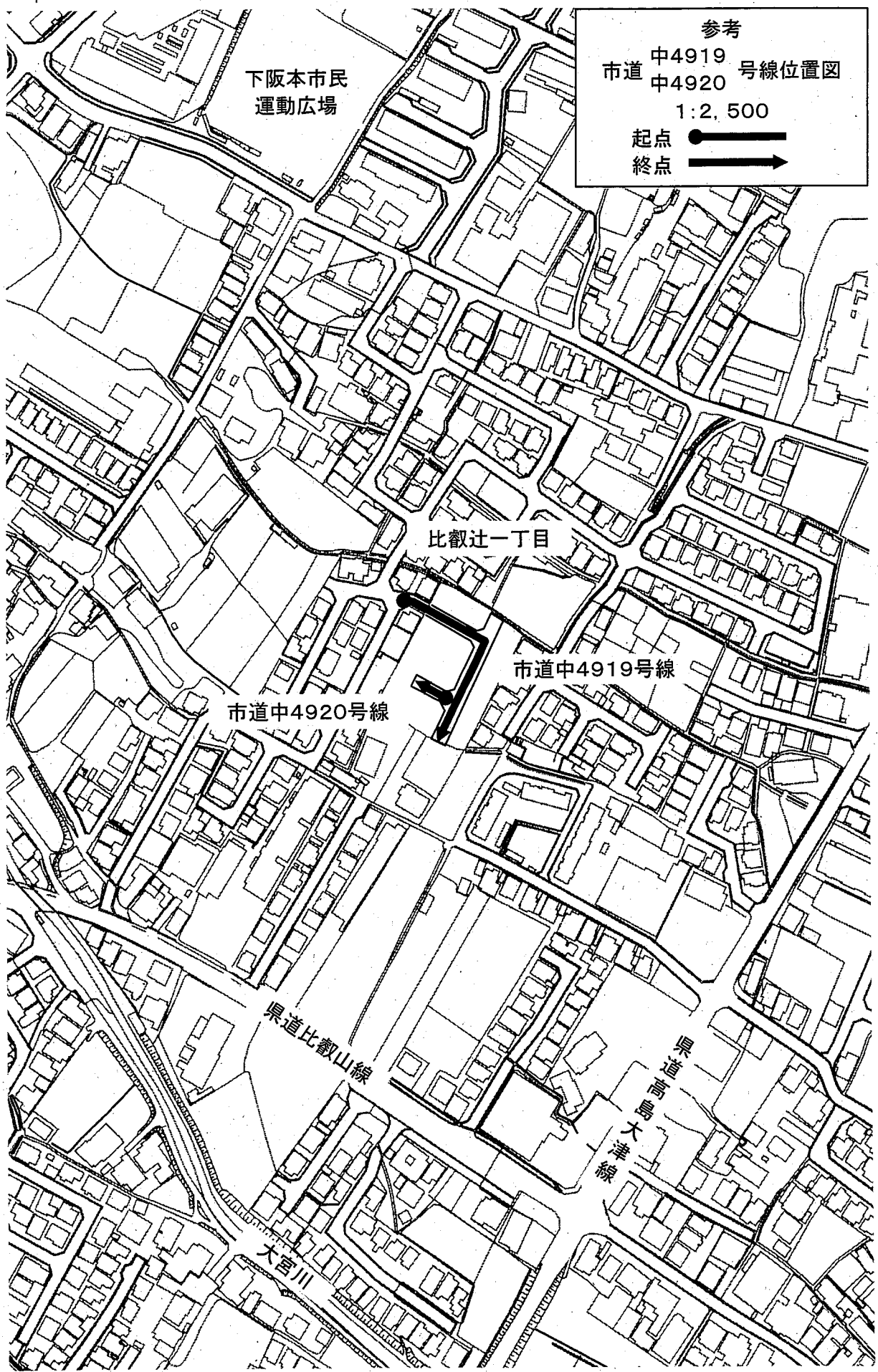
参考
市道北8197号線位置図

1:2,500

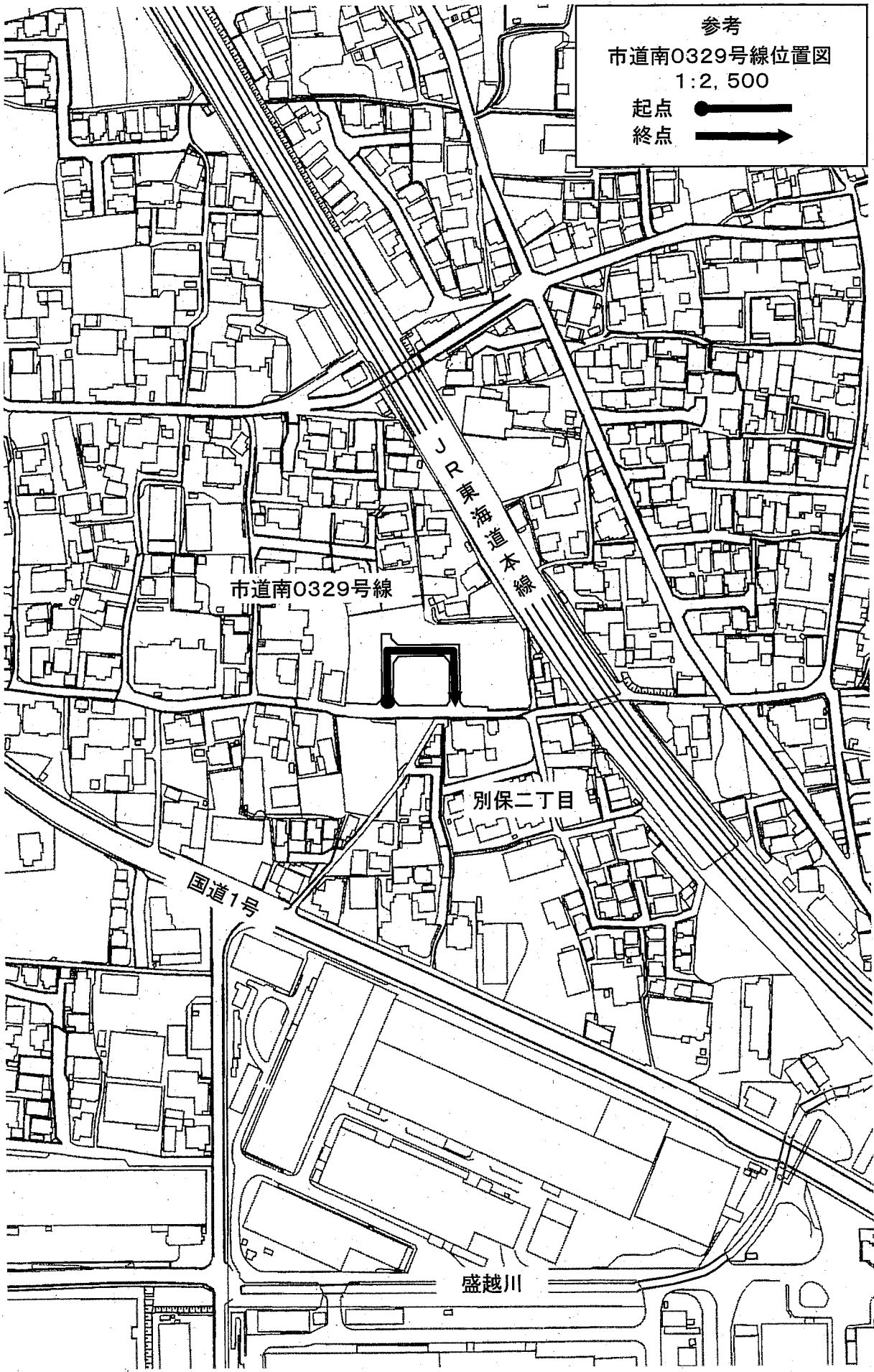
起点 ●

終点 →





参考
 市道中4919号線位置図
 市道中4920号線位置図
 1:2,500
 起点 ●
 終点 →



参考

市道南0329号線位置図

1:2,500

起点

終点

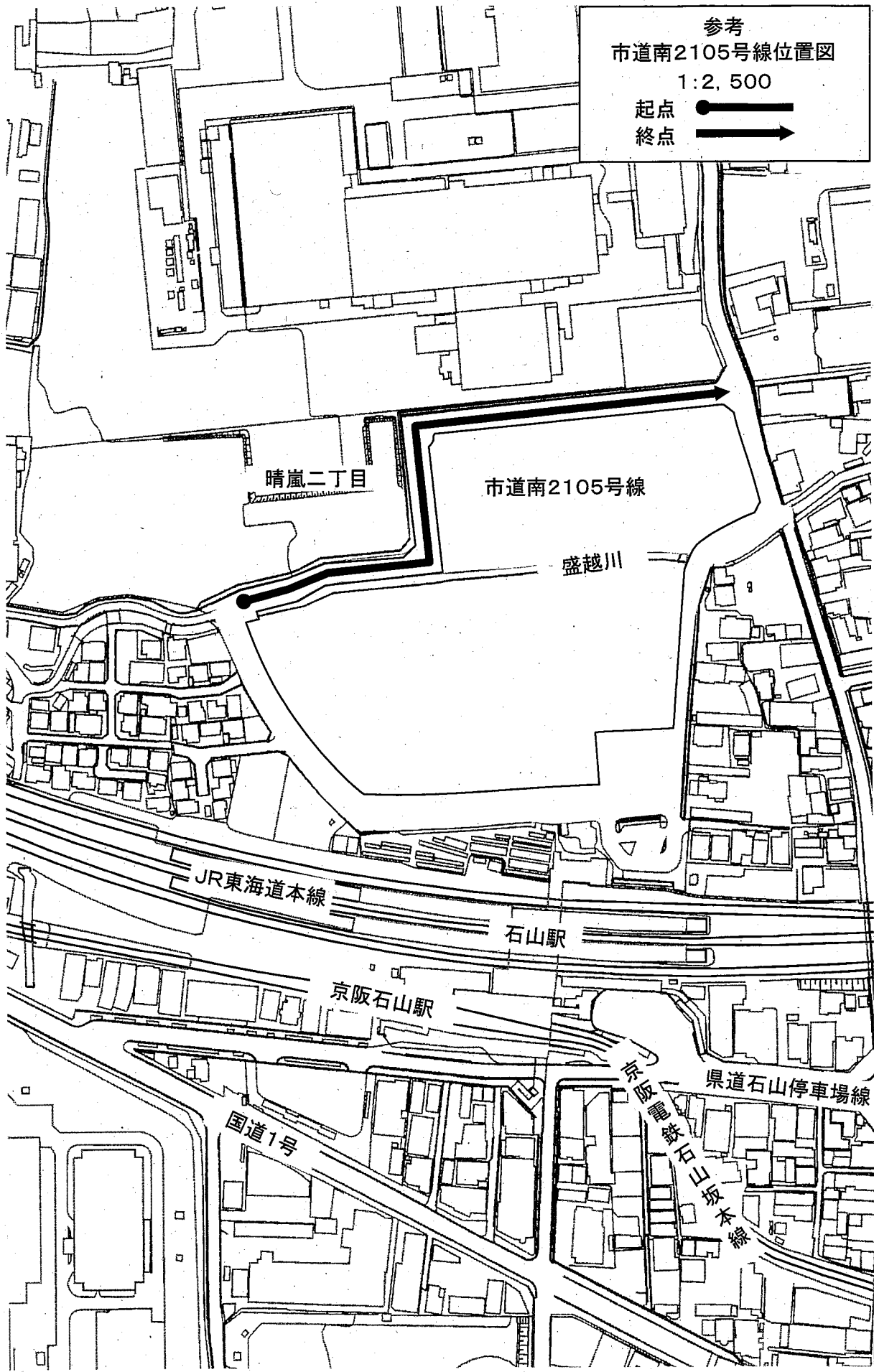
市道南0329号線

JR東海道本線

別保二丁目

国道1号

盛越川



参考
市道南2105号線位置図
1:2,500

起点 ●——
終点 ——▶

晴嵐二丁目

市道南2105号線

盛越川

JR東海道本線

石山駅

京阪石山駅

県道石山停車場線

国道1号

京阪電鉄石山本線

議案第 85 号

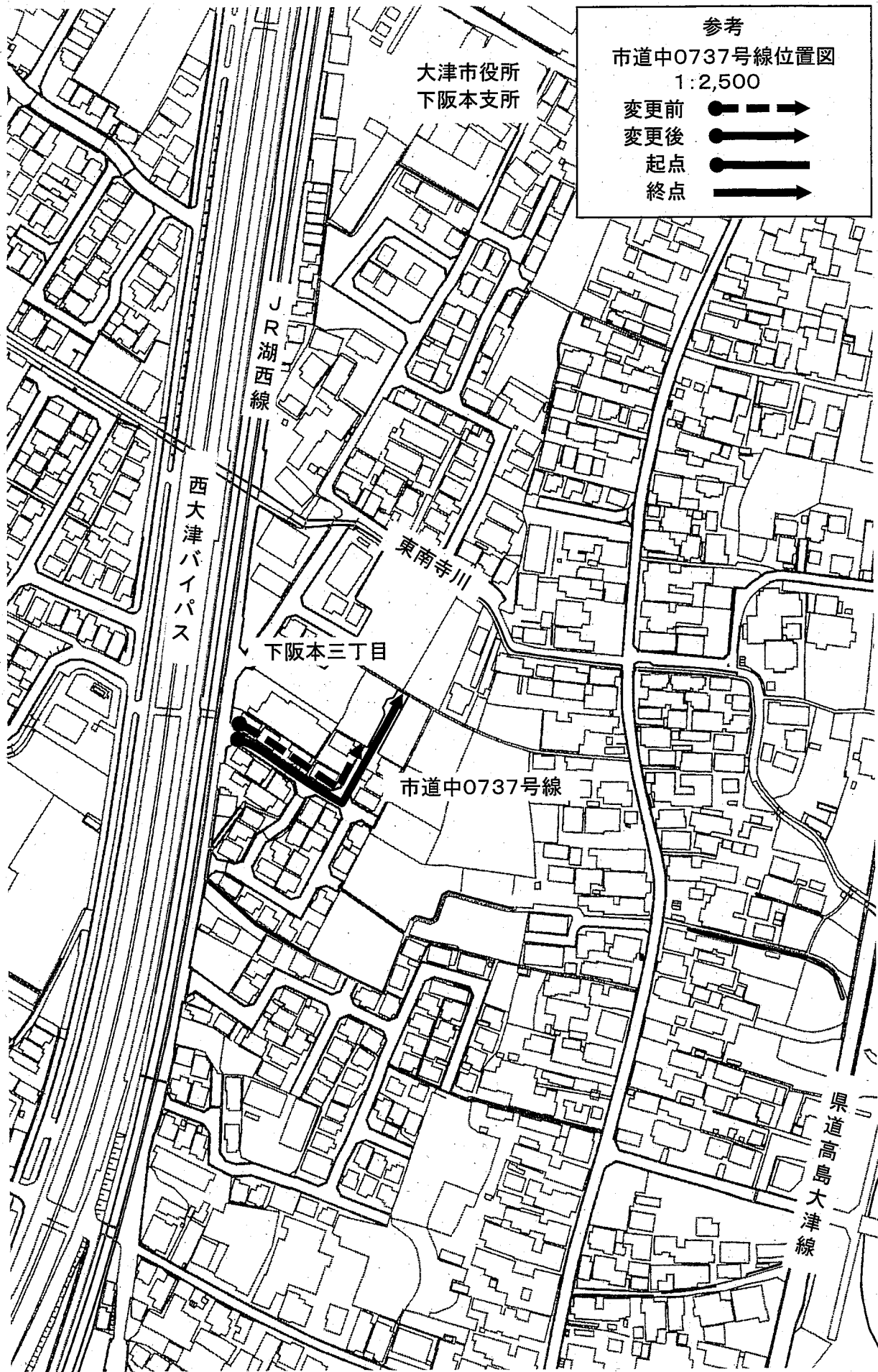
市道の路線の変更について

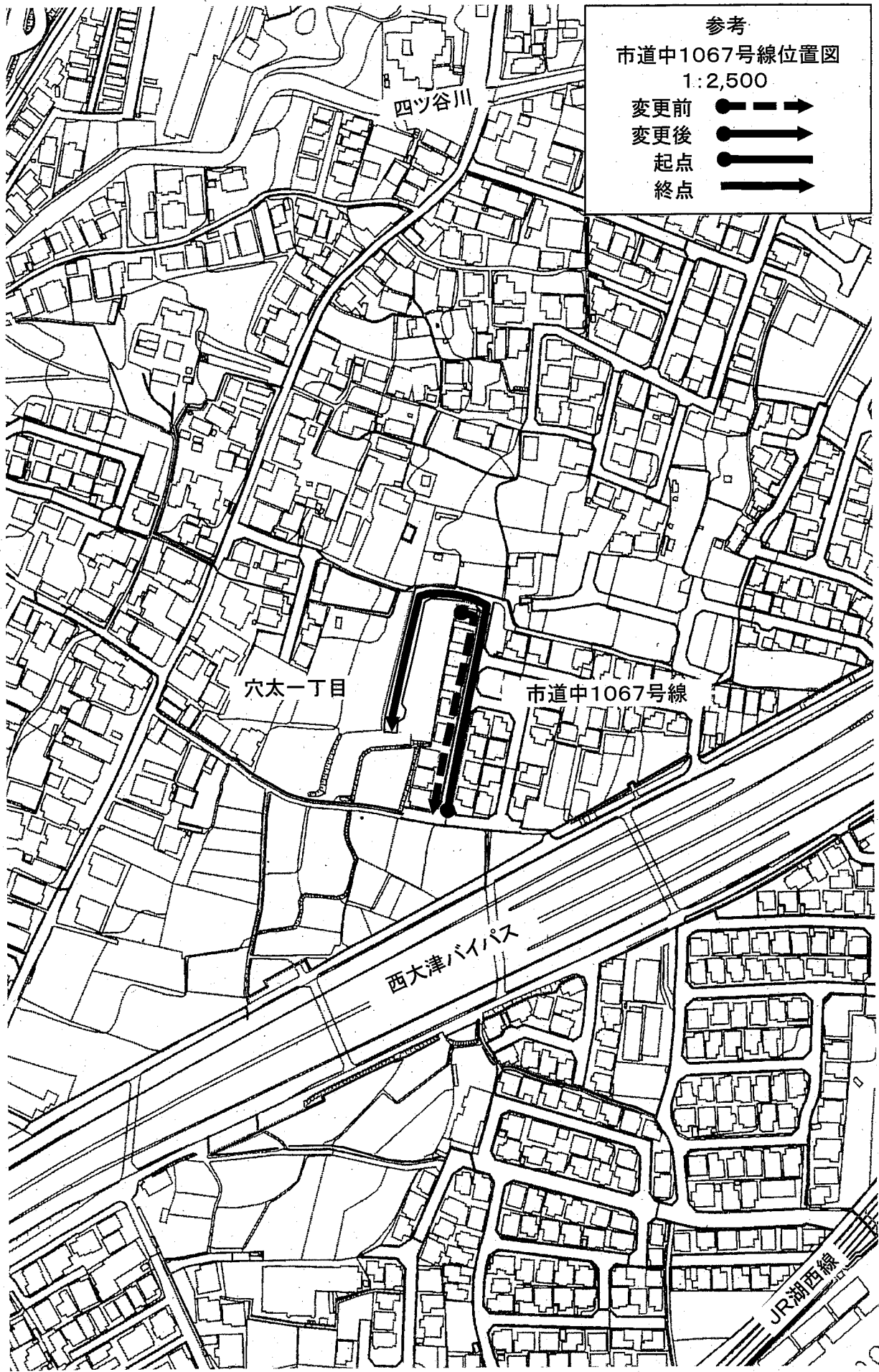
次の市道の路線を変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

大津市長 佐藤 健 司

路線名	起 点 及 び 終 点		重要な経過地
市道中 0737 号線	旧	起点 大津市下阪本三丁目字浄戒口	
		終点 大津市下阪本三丁目字浄戒口	
	新	起点 大津市下阪本三丁目字浄戒口	
		終点 大津市下阪本三丁目字浄戒口	
市道中 1067 号線	旧	起点 大津市穴太一丁目字出口	
		終点 大津市穴太一丁目字出口	
	新	起点 大津市穴太一丁目字出口	
		終点 大津市穴太一丁目字出口	





参考
市道中1067号線位置図
1:2,500

- 変更前
- 変更後
- 起点
- 終点